

新国立競技場の整備に関する
国・東京都の財源検討ワーキング・チーム（第3回）
議事次第

日時：平成27年10月23日（金）10:30～11:30

場所：都道府県会館

1. 開 会

2. 議 題

- （1）新国立競技場の整備について
- （2）その他

3. 配布資料

資料1 財源検討ワーキング・チームのスケジュール（内閣官房）

資料2 新国立競技場の整備に係る財政負担に対する基本的な考え方
(財務省)

資料3 新国立競技場に対する負担額（財務省）

財源検討ワーキング・チームのスケジュール（案）

- 第 1 回 9 月 18 日（金） 16 : 00 ~ 17 : 00
- ・ スケジュールについて（内閣官房）
 - ・ 新国立競技場と toto 財源の関係について（文科省）
 - ・ 工事費及び関連経費等の全体像について（内閣官房）
 - ・ 国の事業に対する地方の負担について（財務省）
- 第 2 回 10 月 9 日（金） 17 : 20 ~ 18 : 10
- ・ 新国立競技場の財源に関して留意すべき点（東京都）
- 第 3 回 10 月 23 日（金） 10 : 30 ~ 11 : 30
- ・ 財政負担に対する基本的な考え方（国）
 - ・ 具体的な財源分担案（国）
- 第 4 回 11 月中
- 11 月下旬 遠藤大臣と舛添知事のバイ会談
- 12 月中旬 関係閣僚会議

新国立競技場の整備に係る財政負担に対する基本的な考え方

1. 基本認識

- (1) 新国立競技場は、第4回関係閣僚会議（平成27年8月28日）で決定された整備計画に基づいて、国として責任を持って整備を進める。
- (2) 一方で、東京都も、2020年東京大会の開催都市として、メインスタジアムである新国立競技場が大会の準備や開催に支障なく整備され、大会後もレガシーとなるよう、全面的に協力する。

2. 財源スキームの基本的方向性

(1) 財源について

新国立競技場の整備のための財源は、「国の負担」、「スポーツ振興くじの特定金額」、「東京都の負担」とする。

(2) 財源分担の考え方

- ① 以下のア及びイの経費の合計1590億円程度に、ウの経費55億円程度を加えた合計1645億円程度から、東京都が全額負担する経費である「連結デッキ2基分」（37億円）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が全額負担する経費である「上下水道工事」（26.7億円）を除いた金額を、「国の負担」、「スポーツ振興くじの特定金額」、「東京都の負担」が2：1：1となるように分担する。
 - ア スタジアム本体及び周辺整備（1550億円程度）
 - イ 新国立競技場の設計費（40億円程度）
 - ウ 旧国立競技場の解体工事（55億円程度）

- スポーツ振興くじの特定金額については、法律改正により、平成28年度から35年度まで、同くじ売上の5%から10%に引き上げる。（ただし、東京オリンピック・パラリンピック大会の前後におけるスポーツ振興、競技力向上の重要性に鑑み、スポーツ団体・地方公共団体収入の減少分ができるだけ小さくなるよう、法律改正により、国庫納付の割合を、従来の1/3から、1/4の割合へと変更する。）

- 東京都の負担については、国直轄の公共事業における地方負担のあり方を参考にして、「国の負担」、「東京都の負担」を、2：1（注）とする。

(注) 特定金額は、toto 売上金額の一部から捻出されており (JSC 法附則第 8 条の 3)、toto の収益を減少させることになる。現行法では、その収益の 1/3 は、toto 法第 22 条及び JSC 法第 22 条に基づき国庫に納付されることから、上記「国の負担」には、当該国庫納付減少見合いの額を含める。

- ② 「連結デッキ 2 基分」(37 億円) については、東京都が全額負担する。
- ③ 「上下水道工事」(26.7 億円) については、JSC が全額負担する。
- ④ 以下の要因により、上記財源スキームの合計額に不足が生じた場合には、その額について、①の財源分担の考え方に基づき、「国の負担」、「スポーツ振興くじの特定金額」、「東京都の負担」で 2 : 1 : 1 の分担で負担する。
 - (ア) 賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款第 25 条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) に準ずるもの。
 - (イ) 消費税率 (地方消費税を含む。) は 8% で計算。平成 29 年 4 月 1 日以降の消費税率 10% が適用される場合には、8% で計算した金額との差額が別途必要。

(3) 法的根拠について

東京都が新国立競技場の整備費等の一部を負担するに当たり、地方財政法第 12 条の規定に抵触することないように、国は必要な法的措置を講じる。

(4) 追加費用について

「建設工事と分離して別途導入される設備・機器等」については、東京都は費用を負担しない。

3. その他

- ① 「東京体育館デッキ接続改修」については、東京都が行う。
- ② 「現都営住宅敷地公園整備」については、東京都が行う。

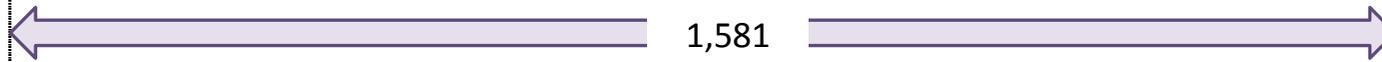
新国立競技場に対する負担額

資料3

(単位: 億円)



東京 体育館 接続 公園 整備	16	道路上 上空 連結 デッキ	本体+周辺+設計監理等				上水 道工 事	解体工 事	下水 道工 事	埋 蔵 文 化 財 等	日本青年館 JSC移転	回収不能
			37	1,536	17	45						



接続 公園	16	道路上 デッキ	分担対象経費				上下水 道工 事	国 枠外
			37	1,581	27	250		

接続 公園	16	道路上 デッキ	都 費	国 費	toto財源	上下水 道工 事	国 枠外
			37	395	791		

